

裏面の注意事項をよくお読みいただいたうえでご記入ください。
記入漏れや内容に不備がありますとお受けできない場合があります。

国外転出届と同時かつ
同一世帯人・法定代理人の場合

委任状

伊勢市長 あて

(記入日) 令和 年 月 日

●委任する人（本人）

住 所 伊勢市

氏 名

(※署名または記名押印)

国外転出届と同時に行う電子証明書の失効・発行について、
下記の同一世帯人を代理人と定め、その権限を委任します。

記

●委任される人（代理人）

住 所

氏 名

マイナンバーカードの暗証番号

(フリガナ)																	
①署名用電子証明書 暗証番号																	
②利用者証明用 電子証明書暗証番号					①は6～16桁のアルファベット大文字（A～Z）と数字の混在。 フリガナをご記入ください。 ②、③は4桁の数字。												
③住民基本台帳用 暗証番号																	

※①、②に暗証番号が記入されているが、手続き時に該当の電子証明書が失効していたまたは搭載されていなかった場合には、該当する電子証明書の発行を希望したものとし、発行を行いますので、ご了承ください。

※電子証明書の有効期限を延長するため、利用者証明用電子証明書の失効・発行を併せて行いますので、ご了承ください。

本委任状について

国外で署名用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードの利用を希望しており、同一世帯人・法定代理人が国外転出届を行う場合に本委任状をご提出ください。

国外転出届を行うとマイナンバーカードに搭載されている署名用電子証明書が失効するため、継続利用処理後も署名用電子証明書を利用する場合は、再発行の手続きが必要です。

通常、電子証明書の再発行にはご本人の来庁が必要ですが、国外転出届と併せて行う場合に限り、伊勢市での同一世帯人もしくは法定代理人が、マイナンバーカードと本委任状をお持ちいただければ、本人の来庁なしでお手続き可能です。

署名用電子証明書の有効期限は、以下の①～③のいずれか早い日です。

- ①発行の日から5回目の誕生日
- ②利用者証明用電子証明書が発行されているときは利用者証明用電子証明書の有効期限
- ③マイナンバーカードの有効期限

附票管理市町村以外では電子証明書の更新ができず、マイナンバーカードの再交付申請が必要となるため、電子証明書の更新頻度を少しでも下げられるよう、併せて利用者証明用電子証明書の失効・発行を行います。

《持ち物》

委任状(封筒に入れ封をしたもの)

本人のマイナンバーカード

代理人の顔写真付き本人確認書類

《注意事項》

伊勢市での同一世帯人もしくは法定代理人が、国外転出届と併せてお手続きください。

15歳未満の方のマイナンバーカードには、原則署名用電子証明書が搭載されていませんので、本委任状の記入は不要です。

委任状の有効期限は作成日から3ヶ月です。ただし、国外転出予定日当日以降は継続利用処理ができないため受付できません。

委任状は、消せないボールペンで委任する人(本人)がすべて記入してください。

目や手が不自由で委任状を記入できない場合は、委任状を代筆することが可能な場合があります。お問い合わせください。

暗証番号の入力は、市職員が行いますので、①署名用電子証明書の暗証番号にフリガナを振ってください。

この委任状は、代理人に暗証番号を知られることがないように必ず封筒に入れて封をしてから代理人へお預けください。

暗証番号に相違があり照合できなかった場合またはロックがかかっていた場合は、当日の手続きができませんのでご注意ください。